

○白井市スポーツ推進委員に関する規則

平成23年9月6日

白井市教育委員会規則第8号

白井市体育指導委員に関する規則（昭和40年教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの推進に関し次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民が行うスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (6) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

（定数）

第3条 スポーツ推進委員の定数は、30人以内とする。

（任期）

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事情があると

きは、前項の任期中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(補則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成23年8月24日から適用する。

(経過措置)

2 スポーツ基本法施行の際現に体育指導委員であった者で同法附則第4条の規定によりスポーツ推進委員とみなされたものの任期は、第4条第1項の規定に関わらず、同法の施行の日における体育指導委員としての任期の残任期間とする。

(白井市学校体育施設開放に関する規則の一部改正)

3 白井市学校体育施設開放に関する規則(昭和56年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

(白井市教育委員会行政組織規則の一部改正)

4 白井市教育委員会行政組織規則(平成15年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育部の項生涯学習課の目スポーツ振興班の節中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。